

## ◇税制改正(平成21年分から適用となる主なもの)

### 市民税・県民税における住宅ローン控除制度の創設

平成21年から平成25年までに入居し、所得税の住宅ローン控除の適用を受けた方で、所得税から住宅借入金等特別税額を控除しきれなかった場合に控除残額を翌年度分の個人住民税から控除する制度が創設されました。

なお、この制度の適用を受けるため、市への申告は不要ですが、所得税の確定申告が年末調整（初年度については確定申告）が必要になります。

### 税源移譲に伴う住宅ローン控除制度の改正

平成11年から平成18年までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある方は、市または税務署への申告が必要でしたが、平成22年度から、この制度の適用を受けるための申告は原則不要になります。

### 上場株式等の配当所得および譲渡所得等に対する軽減税率の延長

上場株式等の配当所得および譲渡所得等に対する税率については、現行の10%軽減税率（個人住民税3%、所得税7%）が3年間延長されます。

### 土地等の長期譲渡所得に係る特別控除を創設

個人が平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間で取得した土地等を、5年を超えて所有したのち譲渡した場合には、その譲渡益から1,000万円を特別控除できるようになります。

### 確定拠出年金制度に係る改正

確定拠出年金制度に係る改正により企業型確定拠出年金に導入される個人拠出（いわゆるマッチング拠出）の掛金については、その全額を所得控除の対象とできます。

## ◇相談会場へお越しの前に確認を！

### ○事業所得(農業・営業・不動産など)のある方

収入が分かる書類と経費が分かる書類を区分し、積算する必要があります。区分された積算額を「収支内訳書」に記入していただきます。また、相談をスムースに行うために昨年の申告書及び収支内訳書をお持ちください。

### ○医療費控除を受ける方

平成21年中に支払った医療費の明細を作成のうえ、領収書(原本)を添付してください。(所得によっては、控除が受けられない場合もあります。)なお、医療費控除明細書封筒は市役所課税課でも配布いたします。

### ○土地などの譲渡所得のある方

譲渡所得の計算方法は非常に複雑で、売り渡し状況によって所得の計算方法が異なるため、市役所での申告相談は原則お受けしておりません。税務署には専門官がいますので、税務署で申告をお願いします。

## ○国税庁ホームページで確定申告書等の作成ができます。

○国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」で入力した申告書データ(贈与税は除く)に電子証明書を添付して、そのまま送信(提出)することができるe-Tax(イータックス)があります。e-Taxをご利用いただくためには、所定の手続が必要国税庁ホームページをご覧ください。

○また、「確定申告書等作成コーナー」で入力し、プリントアウト(白黒でも可)した確定申告書等は、そのまま税務署に提出することもできます。

○国税庁ホームページでは、確定申告書のほかにも税務に関する主な行政手続についての申請・届出書様式を提供していますので、是非ご利用ください。

※よくある税の質問にお答えしております国税庁タックスアンサーのうち、「電話音声・ファクシミリ」サービスは、平成21年11月30日をもちまして、終了となりました。



国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】